

2018年8月28日

知的財産戦略本部

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 御中

一般社団法人 全国消費者団体連絡会
代表理事（共同代表） 岩岡 宏保
代表理事（共同代表） 長田 三紀
代表理事（共同代表） 浦郷 由季

海賊版サイトへのブロッキングを可能にする法制度整備に反対する意見

インターネット上の海賊版サイトの問題について、政府がインターネットサービスプロバイダ（ISP）に対して、海賊版サイトへのアクセスを遮断する「ブロッキング」を要請する検討をしていることが報じられて以降、多くの消費者団体や有識者から懸念の声が上がってきました。その後、本件は「知的財産戦略本部 インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」（以下、「本検討会議」といいます。）にて検討が行われ、弊会もその議論（第1回2018年6月22日～第5回同年8月24日）に注目してきました。

6月22日に開催された第1回の「知的財産戦略本部 インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」（以下、「本検討会議」といいます。）で「ブロッキングありきではない」という確認が行われたものの、その後事務局からは、ブロッキングを実施した外国における裁判例や制度のみが紹介され、国内法についても、法制度化に向けた課題のみが議論されてきました。肝心のブロッキングを法制化することの問題・適否については、ほとんど何も語られることがありませんでした。結局のところ、本検討会議は「ブロッキングありき」のものであり、そのような検討の進め方には、大きな疑問が残りました。

本検討会議を通じて海賊版サイトに対する様々な対策が提案されました。それらはいずれも一長一短で、一つで完全な効果を発揮するものではありません。ブロッキングも同じです。しかしながらブロッキングには、他の対策と異なり、重大な弊害があります。海賊版サイトのアップロードや閲覧とは無関係な、多数の消費者の通信の秘密を侵害することです。これは国民の憲法上の権利でもある「通信の秘密」に抵触することであり、またISPがブロッキングを行うことは原則として電気通信事業法に違反することとなります。

海賊版サイトの撲滅は喫緊の課題であり、海賊版サイトによるクリエイターや出版社の損害は回復されなければなりません。しかしながら、そのために、消費者の通信の秘密やそれによって支えられる国民の言論の自由を、ないがしろにしているわけではないのです。

私たちは、海賊版サイトへのブロッキングを可能にする法制度整備に反対します。

以上